

# 令和8年第1回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

令和8年1月15日 午後3時開会  
午後4時15分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

教育長 半嶺 満	委 員 大城 進	委 員 宮城 光秀
委 員 辻上 弘子	委 員 小濱 守安	委 員 上里 佐代

### (2) 欠席委員

なし

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教 育 管 理 統 括 監	田代 寛幸	教 育 指 導 統 括 監	崎間 恒哉
参 事	伊波 寛仁	總 務 課	平田 直樹
学 校 人 事 課 長	東 哲宏	学校人事課	小中学校人事管理監 古謝 将史
働 き 方 改 革 推 進 課 長	上江洲 寿	県 立 学 校 教 育 課 長	屋 良 淳
県立学校教育課特別支援教育室長	稻田 政博	D X 推 進 課 長	當 間 文 隆
義 務 教 育 課 長	新城 高広	保 健 体 育 課 長	遠 越 学
文 化 財 課 長	米須 薫子	文 化 財 課 記 念 物 班 長	新 垣 力

## 4 議事関係

### (1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。開会後、令和8年1月1日付けで教育委員に就任した上里佐代委員が就任挨拶を行った。

#### 【上里佐代委員就任挨拶】

皆さん、こんにちは。1月1日付けで沖縄県教育委員会委員を拝命しました上里佐代と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今回、保護者委員ということで、まずは少し子どものお話をさせていただきます。私には子どもが2人おります。一人は今、大学2年生になる娘、もう一人は知的の特別支援学校高等部1年生に在学をしております息子です。娘は特に障害等ではなく、公立の幼稚園、小、中、県立高校を卒業いたしました。息子は公立の幼稚園、そして公立の小学校1年から3年生まで支援学級に在学し、4年生から特別支援学校へ転校いたしまして現在に至ります。次に、私自身のことですが、私は、以前は教育とは全く関係のない仕事をしております、銀行員や経理の仕事などをしておりました。しかし息子に障害があるとわかり、小学校に通うようになりましてから、特に息子の

ための勉強になればという思いで、浦添市内の小学校と高校の支援ヘルパーや支援員の仕事を行い、去年の3月までは特別支援学校ケア室、医ケア室の介助員なども行ってきました。そのほかに、この息子の特別支援学校のPTAの役員などにも6年ほど前より携わり、現在PTA会長、沖縄県特別支援学校PTA協議会の会長も2年目をさせていただいております。このPTA活動を通して、多くの保護者や毎日会う先生方、そして元同僚のケア室の看護師さんなど、いろいろな方のいろいろな声を聞くことがあります。こういった貴重な声も、この委員活動に今後、役立てていければと思っております。微力ながら沖縄県の教育行政に貢献できるよう力を尽くしてまいりたいと思っておりで、どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

(2) 教育長職務代理者について

大城委員は、教育長職務代理者の事務を行う際には「沖縄県教育委員会会議規則」及び「沖縄県教育委員会会議傍聴人規則」の規定による教育長の権限に属する事務を除く事務について、教育管理統括監に専決権限を付与することを宣言した。

(3) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第1号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(4) 令和7年第14回議事録の承認

全会一致で、令和7年第14回議事録を承認した。

(5) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が辻上委員を議事録署名人に指名した。

(6) 報告事項

報告事項1 令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）における質問等概要報告

【説明（総務課長）】

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）における質問等概要報告について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 61番、全国学力・学習状況調査結果に対する認識等の答弁関連で2点お聞きます。1点目、本調査結果分析を受けて、各教科の学習課題の解決に向けて各学校ではどのような取組が行われていますか。各学校へ具体的にどのような結果分析が提供されているかを含めて教えてください。2点目、令和8年度全国学力・学習状況調査において、中学では国語・数学に加えて英語が実施されると聞いていますが、その内容や実施方法を教えてください。

○義務教育課長 1点目について、全国学力・学習状況調査の結果を受け、県教育委員会では各学校へ教科ごとの結果の分析と課題改善に向けた取組を依頼するとともに、沖縄県版の授業改善のポイントと授業例を提供いたしました。また、県が作成した分析シートを活用して学校ごとに分析を行っていただき、学校全体での成果や課題の共有を図り、具体的な取組を推進するよう依頼しております。特に課題の見られた中学校数学では、定着の弱い内容の確実な定着を図ることを目的に、単元評価問題を義務教育課で作成し、その活用を推進しているところです。学校での取組について、小学校では国語や算数、理科のグループに分かれ、また中学校では各教科に分かれ自校の調査結果の分析を行い、2学期以降の対応について協議し、授業改善等に生かしているという報告がありました。また、子どもたちが見通しを持って自主的に自学自習に取り組めるよう、家庭学習と併せてスケジュール帳を活用している学校も多く、学校と家庭が連携した学力向上の取組も行われております。続きまして2点目について、全国学力・学習状況調査の中学校英語に関しては、平成31年度に初めて全中学校を対象に英語調査を実施し、令和5年度に2度目、そして令和8年度は3度目の実施となります。調査内容については、聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、そして書くことの5領域を扱い、オンライン方式で実施いたします。その中でも話すことの調査については、動画を用いた問題や実生活に近い場面状況設定での問題が出題され、生徒1人1台端末とヘッドセットを使用して回答する流れとなっております。

○大城委員 よくわかりました。各学校でこの結果分析が生かされていること、また、令和8年度は中学校でオンライン、いわゆるC B T方式「話すこと」調査が実施とのことより、生徒の皆さんのが安心してテストに臨めるよう諸事前準備が必要になります。それでは、今回の答弁を踏まえ、学力向上施策に関する個人的な見解を述べます。全国学力・学習状況調査は、その在り方が議論されることもありますが、教育行政としては、その分析結果を最大限に活用し、子どもたちに必要な学びを届ける施策を講じることが極めて重要です。生徒を主語にした、子どもの姿に基づく授業改善を目指す令和7年度スタートの本県学力向上推進施策に大きな期待を寄せています。児童生徒一人一人の学びと成長に焦点を当てた授業づくりを通して、どの子にも変化の激しい社会を自ら考え、行動し、切り拓いていく力を身に付けさせたいと強く願っています。

○宮城委員 48番の専門高校の機能強化等について質問させていただきます。専門高校にコーディネーターを配置するなどして地域の産業や企業の魅力発見等に一定の成果が出ていると考えております。このことから、専門高校へのコーディネーター配置を増やすなどの取組を強化するとよいと思っております。今後どのような計画を持っているのかお聞かせください。

○県立学校教育課長 この事業について、学校と地域、地域の産業界との連携協働、これを間に入ってコーディネートする体制を構築する目的で進めております。令和4年度から専門高校20校あるうちの3校をまず研究指定校として指定して、そのコーディネーターに間に入ってもらって進めてまいりました。令和7年度からは4校を追加した計7校

で事業を進めております。現時点での成果としましては、生徒の就職率も向上しております。また、地域の教育力を利活用、連携するという教員側の意識が大きく変わってきたことが大きな成果だと考えております。今後は学校数の拡充を図りながら、事業そのものの充実も図ってまいります。

○宮城委員 ありがとうございます。地域の企業と関わりながら計画を進めることは大変重要だと思いますので、ぜひ今後とも拡充を図っていただければと思います。

○宮城委員 続いて 56 番の P T A 活動について、P T A との連携が大切であるということを答弁されておりますけれども、近年 P T A の解散や、P T A が各市町村、地区、県の連合会等から脱会しているということをしばしば耳にいたします。県においてこのような解散や脱会の情報を得ているかお聞かせください。

○生涯学習振興課長 沖縄県 P T A 連合会から、これまでに同会を退会した小中学校は 25 校、市町村 P T A 連合会は北谷町 P T A 連合会、読谷村 P T A 連合会の 2 団体と聞いております。また報道ベースですが、豊見城市の方で脱退を検討しているということを承知しています。

○宮城委員 P T A が今このような状況にあるということですが、P T A 以外にも地域の任意団体、例えば子ども会、老人会、婦人会等も活動を続けられない状況が頻発していると聞いております。P T A に対しても支援や助言等を行っていかないと今後の継続が危ぶまれると考えておりますが、どのような認識を持っておられるのかお聞かせください。

○生涯学習振興課長 沖縄県 P T A 連合会等から、学会、子ども会、老人会等の活動が厳しい状況は聞いております。沖縄県 P T A 連合会、子ども会、老人会は社会教育関係団体の一つとされております。社会教育関係団体は、社会教育法 10 条から 14 条にかけて規定されておりまして、これによりますと、社会教育関係団体というものは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を主たる目的とするものと定義しております。また同法律は、地方公共団体は社会教育関係団体に対し不当に統制的支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならないと定める一方で、教育委員会は社会教育関係団体の求めに応じて専門的技術的指導又は助言を行うことができ、事業に必要な物資の確保の援助を行うことができると規定しております。そのため生涯学習振興課では、P T A 連合会、子ども会、老人会等に対して、求めがあれば、これに応じて主催事業への支援、運営面のサポート、研修会への講師派遣、指導助言等を行っており、P T A 連合会等から求めがあれば必要な支援を継続してまいりたいと考えております。

○宮城委員 私も以前 P T A 役員をしていた経験もありますが、現在、教員の働き方改革等の影響もあり、P T A から学校や教員の皆さんに援助を依頼することが以前よりも難

しい状況にあることが推察されますので、ぜひ申出があった場合には支援や助言等をお願いしたいと思います。

○辻上委員 3番の教職員の多忙化解消の現状について、2点教えてください。1点目は教職員の時間的負担の多い業務は何か。2点目は、答弁において好事例の発信というものがございましたけれども、具体的な事例の内容について教えていただきたいです。また、削減や簡素化できた業務はどういったものがあるでしょうか。

○働き方改革推進課長 1点目の教職員の時間的負担の業務につきまして、教職員の長時間勤務の原因を我々はプランに基づいて毎年度調査しており、令和6年度の県教育委員会の調査におきましては、学校種によっても異なる状況がございます。まず市町村立小学校においては、長時間勤務の要因として、まず授業準備、次いで事務報告書作成、そして評価成績処理と3つ挙げられております。市町村立中学校と県立高等学校では同じ要因が3つ挙げられており、まず部活動指導、次いで授業準備、そして事務報告書作成の3つが挙げられております。そして、県立特別支援学校におきましては、まず事務報告書作成、次いで授業準備、そして評価成績処理が挙げられております。そして2点目、答弁の好事例の発信について、特に削減や簡素化できた業務の事例というところで御説明差し上げますと、例えば、要因でも挙げられていた評価成績処理の業務におきましては、報道等でもありましたが、うるま市の赤道小学校では、これまで何十年も当たり前とされていた通知表の見直し等が行われており、その他の地域や学校においても、通知表の作成に関して時期や回数、様式等に関して、実情に応じた取組が進められていることを聞いております。また試験の採点業務に関しましては、県立学校をはじめ那覇市、与那原町の学校等では、自動採点システム、アプリの導入・活用による取組が進められております。また、教育DXにも関連するところですが、試験の採点業務以外におきまして、久米島高校では遅刻した生徒へ発行する入室証について、それまでは遅刻した生徒に職員室で先生方が手書きした入室証を渡す作業を行っていましたが、電子化して、生徒用玄関に2次元コードを掲示し、遅刻した生徒は自らのスマートフォンで2次元コードを読み取ってオンラインで申請する。その取組により、入室証の発行や遅刻の集計作業等も簡素化されて、業務負担の軽減、ゆとりある時間の確保につながっている等の取組も報告を受けているところです。このようなDXに関しては近年、生成AIの発達が目覚ましい状況もあり、様々な分野での活躍が期待されております。本県の県立学校でも今年度より生成AIを活用した取組がスタートしておりますので、先ほど要因に挙げられていた事務報告書の作成とか、そのあたりの活用についても、我々は注目、期待しているところであります。これらの取組を引き続き県教育委員会のホームページ等を活用して情報を発信し、好事例の横展開に努めてまいりたいと考えております。

○辻上委員 説明してもらえばもらうほど、何て素晴らしいのだと、頑張ってほしいと思うところでございます。学校種によって、業務が様々であることもよくわかりました。学校現場では、個人から辞める、減らすという声を上げることはハードルが高いと思っております。通知表などは、昔からずっと課題がありましたが、業務改善に向けてやめ

る、減らす等の判断を組織でしてこなかった結果だと受け止めております。教職員の多忙化解消は、課長もおっしゃっていましたけれども、働き方の問題にとどまらず、子どもたちにどのような教育を保証するか、何をピックアップして何を選び取るのかという行政の覚悟が問われる課題と思います。今後も個人の努力に委ねるのではなく、全県的な取組として、今ある推進計画の周知徹底や、様々な発信を期待しております。

○小濱委員 39から41、医療的ケア児の通学体制についてお伺いしたいと思います。答弁の中で、医療的ケアを申請している幼児、児童、生徒数はトータル176名とあります。医療的ケアというのはいろいろなものがございますけれども、具体的に通学支援の対象としている医療的ケアはどのようなものを想定されているのでしょうか。

○県立学校教育課特別支援教育室長 基本的には吸引が主になってくるとは思いますが、学校まで行く間のどこかで、そういう医療的ケアが必要になった場合、車を止めてケアを行わないといけないということがありますので、そういう中でできるようなケアというところは個別にはなると思いますが、種類、内容としては吸引等が主になってくると思います。

○小濱委員 吸引、吸たんといいますと、例えば支援学校の場合にはバスで移動されることが多いと思います。そういう場合はその中に看護師さんが1人、2人いらっしゃれば大丈夫だと思います。あと小学校や幼稚園、それから中学で支援学級に通っているお子さんの中にもケアが必要な子たちがいらっしゃると思いますが、どのような対応を考えていますか。全て看護師が付くのでしょうか。実際に御家族のお話を聞くと、室長がおっしゃったように、具合が悪くなると車を止めて吸引している、本当は助手席に乗せてはいけないのだけれども、ケアのために助手席に乗せていると話を伺っています。そういうことを考えると、医療的ケア、特に吸引、吸たんが必要なお子さんの場合に配置が難しいのだと思いますが、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○県立学校教育課特別支援教育室長 特別支援学校のスクールバスについて、スクールバスに看護師を乗せてケアを行うということは現在できません。ただし、医療的ケアをする子が一律乗れないわけではなく、主治医と確認して学校に着くまでの間にケアの必要がないお子さんに関しては乗車しています。市町村の小中学校の医療的ケアが必要なお子さんを保護者が送迎されている場合も車を止めてケアを行っていると認識しています。本課で考えているのは、福祉タクシーなどに看護師を帯同させて、ケアが必要になったら事前に確保した場所に止めて、ケアを行う方法になります。

○小濱委員 看護師はかなり人員不足があり、人材確保は難しいと思いますが、しっかり配置していただきたいと思います。バスの中で急変もあり得ますので、気管切開をされている場合等には、安全のために、非常職の方が1人乗るような体制が望ましいと思います。また、自宅から車で通われる場合に、どうしてもお子さんを助手席に乗せなければいけない、状況によっては吸引、吸たん、顔色を見るために後ろ向きにするような、

本来やってはいけないことをされる方もいらっしゃいます。知っている人はちゃんと警察に許可をいただいたりしておりますので、いろいろと検討していただければと思います。よろしくお願ひします。次に、いじめについて、いじめ対策で特に重大事案が毎年報告されていますが、この年末あたりから、SNSを介した非常に大きな問題となっている事案が出てきております。2019年から20年に「GIGAスクール構想」が開始されて、ICTが学校に導入され、子どもたちがタブレットあるいはICT環境に遭遇するチャンスが圧倒的に増えました。大人よりも子どもたちは慣れが早く、ICT活用の技術が上がっていると考えています。そうすると、大人が想定している以上に、SNSを活用して思わぬ方向に行っているのではないかと思っています。ITリテラシーは大事だと思いますので、年に1回だけではなくて、繰り返し、学校教育の中で教える必要があります。今後もICT活用の事業は続くと思います。ますます大きな問題になってくると思いますので、リテラシーの教育をどのように行うか検討していただければと考えております。よろしくお願ひします。

○教育DX推進課長 いじめだけではありませんが、一般的にインターネットに動画を上げるときの注意として、情報モラル教育が大事だと思っております。小・中・高・特別支援学校の児童生徒の発達段階に応じて教育しており、情報モラルは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権などの自己の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つこととなっておりまして、学校の先生方は児童生徒に教育をしていますし、また教育委員会においては教職員向けに研修等を行って新しい技術への対応等をしているところでございます。

報告事項2 令和7年度実施沖縄県立学校実習助手及び寄宿舎指導員選考試験の実施結果について

【説明（学校人事課長）】

令和7年度実施沖縄県立学校実習助手及び寄宿舎指導員選考試験の実施結果について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 2点御教示願います。1点目、令和5年度の普通教科、農業、工業、それぞれの志願者数を教えてください。2点目、普通教科の実習助手について、試験内容は理科及び家庭科全般となっていますが、学校に配置する際、理科及び家庭について本人の希望は尊重されますか。

○学校人事課 まず、最初の質問について、令和5年度の志願者数でございますが、普通教科については59名、農業については17名、工業については6名でございました。続きまして、配置の希望でございますが、職員全般に言えることですけれども、実習助手は、基本的には退職による欠員を補充するために採用するというような仕組みです。また基本的には教員同様の人事異動方針等に基づいて配置しているところでございます。異動希望になるべく配慮しているところではございますけれども、必ずしも希望が通らない場合もございます。普通教科の場合、理科・家庭科いずれかの実習、又はその準備等に従事すると

いうことを条件に募集しております。どちらか、又は両方の助手として活躍してくださいと配置しておりますので、理解の上でやってもらっていると理解しております。

○大城委員 わかりました。昨年度に続き、普通教科区分の志願者数の減少傾向が気になりますが、受験者数、最終合格者数、受験倍率等の結果を踏まえ、今年度も県立高校の実習助手としてふさわしい資質を備えた人物が選考されたのではないかと思っています。他方、工業区分における志願者が前年度比で3名増加したことは大変喜ばしいことです。しかしながら受験者数全体が1桁台にとどまっている現状を鑑みると、この分野での人材確保は依然として重要な課題です。所管課には引き続き人材の確保に努めることをお願いします。

### 報告事項3 納付法改正に基づく沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の位置付けについて

#### 【説明（働き方改革推進課長）】

納付法改正に基づく沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の位置付けについて資料に基づき、報告を行った。

#### 【質疑等】

○大城委員 沖縄県公立学校における働き方改革推進計画関連で2点ご教示ください。1点目、業務量管理・健康確保措置実施計画中の業務量管理については、本県推進計画「3軸・6視点」中の心身の健康軸、長時間勤務の改善や成果指標1から3の関連からイメージしやすいが、健康確保措置実施計画についてはどのような内容ですか。2点目、学校と教師の業務の3分類に新規項目が示されていますが、取組目標「私たちのピース・リスト2023」50項目中に位置づけられていますか。また、学校と教師の業務の3分類資料は、各学校、各教育委員会と共有済みですか。

○働き方改革推進課長 まず1点目、健康確保措置の具体的な内容について、我々の現行プランでは、教職員の働きやすさ、働きがい、心身の健康という3つの目標を掲げて取り組んでいるところで、ピース・リストの中にも記載がありますが、例えばメンタルヘルス対策、長時間勤務による健康障害の防止等が具体的な内容です。既存の計画ではありますが、県立学校におきましては、安全衛生管理活動計画を毎年度策定して、メンタルヘルス対策、ストレスチェック、相談窓口の設置、長時間勤務の対応等を計画に基づいて、体系的に実施しております。2点目の最初の質問ですが、新たな5つの項目に関してもピース・リストでカバーができている状況にあります。そして、次の質問ですが、この3分類に関しては、まず教育委員会と学校が共有することが大事なため、市町村教育委員会には、市町村教育委員会で実施計画を策定する旨の通知と併せて昨年10月には通知をしているところです。県立学校には、今回の「ピースフル・プラン」の位置づけと併せて、今後年度内に通知する予定となっております。

○大城委員 わかりました。納付法改正後の教職調整額改定や長時間労働是正は、質の高い教員を確保するための重要な狙いの一つです。現在、教育現場では教員不足が深刻な課題となっていますが、法改正による働き方改革の推進を通じて、教職の魅力が高まり、優秀

な人材の確保につながると期待されています。個人的にも、給与改正だけでなく、関係者全員が主体的に業務量管理を行うことで学校の働き方改革を実質的なものにし、優秀な人材の確保につながることを切に願っています。所管課には、本県の働き方改革推進計画において、全体と地域の両方の視点から、引き続き指導的な役割を果たすようお願いします。

#### 報告事項4 令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果報告

##### 【説明（保健体育課長）】

令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果報告について資料に基づき、報告を行った。

##### 【質疑等】

○大城委員 小学5年生と中学2年生の男子の合計点については、昨年度全国平均を上回りました。また令和7年度においても両者ともに全国平均を上回る結果を維持しています。また小学5年生と中学2年生の女子の体力合計点は、全国平均に及ばないものの、その差は縮まってています。これら関連で2点ほど御教示願います。1点目、本県児童生徒の1週間の運動総時間について、全くやらない、0分の割合が文科省から示された全国集計値比から前年度と比べ、状況はどうなっていますか。2点目、中学校の持久走の課題、またその指導の難しい点はどのように捉えていますか。

○保健体育課長 1点目の全く運動しない子の割合について、小学5年生男子が5%、女子が10%、中学2年生男子が9.8%、女子が18.2%となっており、全国平均よりやや高い状況となっております。ただ昨年度と比較しますと、全国平均との差を縮めておりまして、小学5年生女子では1.5ポイント、中学2年生女子では2.8ポイント以上縮め、大きく改善をしている状況にあります。2点目の持久走について、調査の実施時期が4月～6月辺りですが、沖縄は全国に比べて少し暑い点、また、特に持久走については苦手意識を持っている子どもたちもたくさんおりますので、そういった子たちを継続的に指導しながら、運動を好きに、そして走ることを好きになるということを日頃からやっていかなければいけないのではないかと思っております。ただ、これまでの10年間を見ても全国平均との差が大きくありますので、やはり日頃の授業において持久力の向上ということはもちろんのことですけれど、調査においても準備をどのようにしていくのかとか、意識をどのように持っていくのか、そういったところも含めて、あらためて環境も含めて改善が図られるように今後また取り組んでいきたいと考えております。

○大城委員 わかりました。体力は健康維持や精神的な充実、そして生きる力の重要な要素です。運動不足は肥満や生活習慣病などの健康面だけでなく、意欲低下といった精神面にも悪影響を及ぼすと言われます。現代社会を生き抜く子どもたちにとって体力向上と健康確保はウェルビーイングを高めるために不可欠です。所管課におかれでは、本調査結果を引き続き施策や学校指導に効果的に生かしていただきたい。よろしくお願ひします。

#### 報告事項5 名勝の追加指定、新たな登録記念物（遺跡関係、名勝地関係）の登録についての

報告

【説明（文化財課長）】

名勝の追加指定、新たな登録記念物（遺跡関係、名勝地関係）の登録についての報告について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 このたび本県から3件の貴重な文化財が国の名勝に追加指定と登録記念物に新登録されました。特に琉球の創生神「アマミク」にまつわる聖地、御嶽が調査された13か所全て揃ったことは素晴らしいニュースです。これは地域の誇りとなり、今後の地域振興につながる大きなことです。琉球王国時代から受け継がれる聖地が日本の共有財産として認められたことは、沖縄の豊かな歴史と文化を再認識する貴重な機会となるでしょう。質問ですが、この13か所の名勝指定が完結するのにどのくらいの年月がかかりましたか。

○文化財課長 「アマミクヌムイ」については、まず文化財課におきまして平成25年から26年度の調査研究で13か所あるという特定をいたしました。その後、平成27年の10月7日付けで最初の指定が行われております。これは「今鬼神ノカナヒヤフ」、同じく今帰仁の「こはおの御嶽」、南城市の「久高コハウ森」などが行われて、その後4回の追加指定を経て、このたび全ての御嶽が指定されたということになります。最初の調査研究開始から約12年、最初の指定からは約10年を要したことになります。

○大城委員 わかりました。琉球王国の歴史と文化を伝える貴重な文化財を次世代に受け継いでいく取組は重要です。そのためにも、所管課におかれでは、府内関係各課や各教育委員会それが連携し、引き続き文化財の適切な保護と活用を進めていただきたく思います。よろしくお願いします。

(7) 議案審議

議案第1号 学校職員の人事について（非公開）

(8) その他

特になし

(9) 閉会

半嶺教育長が閉会を宣言した。